

(陳受31第6号)

陳情の取り扱い改善に関する陳情

受理年月日

令和元年6月4日

陳情者

陳情の要旨

委員会での陳情の冒頭で、本人確認のため住所と氏名を述べることを求められますが、結果、同席している市の職員数十名及び傍聴者に陳情者の個人情報が入り込んでしまっています。市の個人情報保護条例第6条（適正収集の原則）では「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。」と規定されており、これに抵触する可能性が高いと思われます。

陳述は委員会の休憩時間に行われるため議事録に残りません。陳述が、陳情内容をより正確に伝えるために設けられているとすれば、陳述も会議の論議の重要な一部分です。議事録から陳述部分が抜けていると、議論のつながりがわかりづらい場合があります。

3月市議会の「陳受31第2号 石炭火力発電の段階的廃止を求める意見書の国への提出に関する陳情」の委員会審査で、委員から行政に「武蔵野市でバイオマス発電の追加配備が可能か」という質問がありました。「国への意見」として提出していましたが、市への意見と勘違いされていたのかもしれませんが、違和感を感じておられた委員もおられたと思いますが、この点に関する事実認識が確認されませんでした。また「陳受31第4号 「エネルギー地産地消プロジェクト」代替案に関する陳情」では、行政が蓄電池に関して「自立分散型電源の配置のメリット、重要性」に言及されました。「2018年度予算概要」では事業目的が「二酸化炭素削減」とされており、その視点からの陳情内容を主としておりましたが、自立分散型電源の配置の重要性は陳情者も認識しており、補足資料についてはその視点からの意見も記載しておりました。その視点も期待されているのであれば、防災安全部との調整経過や防災安全部の評価などについて事実確認させていただきたいことがあったのですが、発言の機会がありませんでした。

討議や採決において、委員は、意見や理由を一切述べることなく賛否の意思表示ができる運営となっていますので、どういう事実認識や価値判断に基づいて、陳情内容のどこにどういう理由で賛成または反対なのか、わからない場合があります。3月の「陳受31第2号 石炭火力発電の段階的廃止を求める意見書の国への提出に関する陳情」に反対された委員は、「気温上昇はCO₂の累積排出量に比例する（IPCC 5次報告）ので、2030年ぎりぎりまでフル操業させるよりも少しでも早く廃止させるほうが温暖化緩和効果が大きいか」とや、「PPCA（脱石炭連盟）参加国でも石炭火力から再エネ事業への転換促進インセンティブが検討されていること」などの事実を適切に認識されていたのかどうかを、確認することができませんでした。価値判断の違いにより賛否の意見が分かれる場合があることは当然としても、その意見形成の前提となる事実認識に誤りがある場合

は、意見の合理性が失われます。

文書表は文字どおり文章のみで記載することとされており、図表やグラフは入れられない運用となっていますが、図表等が入っているほうが内容が理解しやすい場合があります。

民間企業に限らず市役所やNPOの会議でさえ、プレゼンテーションソフトによる説明の有用性が認められ、普及していることは周知の事実と思います。

以上のことから、武蔵野市議会に対し下記の内容を陳情いたします。

記

- 1 陳情者の本人確認方法について、委員長または議会事務局が身分証明書で確認するなどの方法への改善を検討してください。三鷹市議会では議会事務局が本人確認しています。
- 2 陳述及び陳情者への質疑は休憩時間ではなく会議内で行い、議事録や音声データも原則として開示することを検討してください。第三者の名誉を損なうような不適切発言部分は、委員会の判断で削除するなどの対策を取ることを前提とします。三鷹市議会では陳述は会議中に行われ、議事録に残ります。
- 3 委員や行政の事実認識の誤りがある可能性がある場合は、陳情者が指摘・確認できるようにすることを検討してください。
- 4 委員は全員、賛否理由を明示する運営に改善してください。三鷹市議会では全委員が賛否とその理由を説明されます。
- 5 文書表の様式について、それだけでも陳情内容がよりわかりやすくなるよう、必須項目以外は自由様式としたり、図表も入れられるようにするなどの改善を検討してください。
- 6 陳述の際、プレゼンテーションソフトを使用できるようにすることを検討してください。